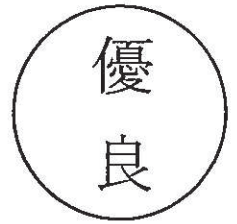


特別管理産業廃棄物処分業許可証



住 所 京都市伏見区横大路千両松町78番地
氏 名 光アスコン株式会社 代表取締役 喜多川 光世

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門 川 大



許可の年月日 平成 27年 11月 2日
許可の有効年月日 平成 34年 11月 1日

1. 事業の範囲

【事業の区分】 中間処理(焼却)

【取扱う特別管理産業廃棄物の種類】

- ① 廃油 (揮発油類, 灯油類及び軽油類又は⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ② 廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は⑤⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳⑳㉑㉒㉓を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ③ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は⑤⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳⑳㉑㉒㉓を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 汚泥 (⑤⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳⑳㉑㉒㉓を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上 5 種類

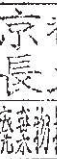
(有害物質の種類)

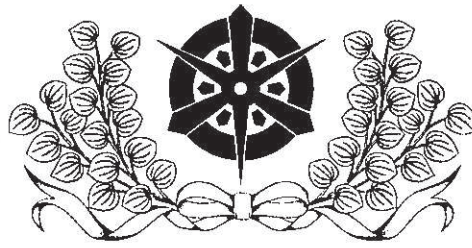
- ①アルキル水銀化合物 ②水銀又はその化合物 ③カドミウム又はその化合物 ④鉛又はその化合物 ⑤有機磷化合物 ⑥六価クロム化合物 ⑦砒素又はその化合物
- ⑧シアン化合物 ⑨PCB ⑩トリクロロエチレン ⑪テトラクロロエチレン ⑫ジクロロメタン ⑬四塩化炭素 ⑭1, 2-ジクロロエタン
- ⑮1, 1-ジクロロエチレン ⑯シス-1, 2-ジクロロエチレン ⑰1, 1, 1-トリクロロエタン ⑱1, 1, 2-トリクロロエタン
- ⑲1, 3-ジクロロプロペン ⑳チウラム ㉑シマジン ㉒チオベンカルブ ㉓ベンゼン ㉔セレン又はその化合物 ㉕1, 4-ジオキサン

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設 (階段水冷式ストーカー炉 2基)

設置場所 : 京都市伏見区横大路千両松町78番地
処理能力 汚泥 22.5 m³/日(24H)
廃油 28.5 m³/日(24H)
廃酸・廃アルカリ・感染性産業廃棄物 48 t/日(24H)
設置年月日 : 平成23年10月17日
許可年月日 : 平成22年 8月23日
許可番号 : 第156号





3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 1 月 2 5 日	新規許可
平成 1 3 年 1 月 2 5 日	更新許可
平成 1 8 年 1 月 2 5 日	更新許可 (許可期限短縮措置)
平成 2 2 年 1 1 月 2 日	更新許可
平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日	変更届 (焼却炉の更新)
平成 2 7 年 1 1 月 2 日	更新許可・優良認定

5. 規則第 1 0 条の 1 6 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無